国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
第2章 本則 (戦略的受託測定サービス事業における測定料) 第8条の4 戦略的受託測定サービス事業における測定料(依頼者 自身による測定機器利用を含む。)については、別に定める。	第2章 本則 (戦略的受託測定サービス事業における測定料) 第8条の4 戦略的受託測定サービス事業における測定料(依頼者 自身による測定機器利用を含む。)については、別に定める。 (徽章、ブランドマーク等の使用料)	木学ブランドラ
(新設)	第8条の5 本学の徽章、ブランドマーク、ロゴタイプ、スクール カラー、ブランドステートメント及び公式キャラクターを営利 目的で使用する際の料金については、別に定める。 (合同企業研究会出展料)	ーク等の営利目 的使用に係る料 金を新たに定義 するための改正
(新設)	第8条の6 合同企業研究会に民間企業等が出展する際における料金については、別に定める。	合同企業研究会 に企業が出展す る際の料金を新 たに定義するた めの改正
(50 周年記念ホール使用料の額) 第9条 東京農工大学50 周年記念ホールの使用料の額について は、別に定める。	(50 周年記念ホール使用料の額) 第9条 東京農工大学50 周年記念ホールの使用料の額について は、別に定める。	

附 則 (令和5年11月6日規程第47号) この規程は、令和5年11月6日から施行する。